

## 記憶の時代における想起の政治

—アルゼンチンの「記憶の場」と「記憶ミュージアム」—

林 みどり

### I. 偏在する「記憶の文化」

個人や集団の「記憶」のありかたを主題に据えた「記憶論」が広く学究領域に膾炙するようになって久しい。おおむね1980年代には、「記憶」や「想起」、「忘却」といった、記憶行為に関わる主題から社会や歴史、文化を捉えなおそうとする動きが世界全域で見られるようになった。この時期、記憶や想起はアイデンティティと分かちがたいものとして〈再発見〉され、新たな社会的アクチュアリティを獲得して爆発的に広がった。契機のひとつとしてよく指摘されるのは、「壁」の崩壊や東西冷戦の終結、旧東側諸国での民族ナショナリズムの勃興、統一ドイツにおける戦後処理やホロコーストの記憶をめぐる議論などである [アスマン 2007: 81]。同じ頃、記憶や想起をめぐる言説は、ヨーロッパの外部でも国民的アイデンティティと結びついて文化的・社会的な論争として主題化され、各地で激しい議論を引き起こしていた。アンドレアス・ヒュイッセンはその状況を「記憶の文化」(culture of memory)の偏在化現象と位置づけている [Huysen 2003: 14-15]。

すでに冷戦構造の終結に先立つ1970年代頃から、記憶や想起の営みに文化的な価値をおき、文化生産や消費の対象をそこに見出したり、記憶や想起を政治的に利用する現象がグローバルに見られるようになっていた。「記憶の文化」の隆盛は国や地方自治体の施策や行政を支える価値意識にも大きな影響を与え、古い都市の中心部で歴史的意匠を利用した再開発が進められたり、ミュージアム村やランドスケープの企画が各地で起こったり、それまでうち捨てられてきた遺構や建造物の文化遺産登録がめざされるなど、地域アイデンティティがあたかも古来から続いてきた自然なものとして〈発明〉されたのはその一例である。回顧録や告白文学、自伝作品がこぞって出版され、自分や自分の周囲をビデオ撮影して自己博物館化する営為への強迫観念めいたブームが生まれた。経済面でも「記憶」の商品価値は上昇し、家具や服飾品でレトロな意匠が好まれたり、ノスタルジーを大量消費するマス・マーケティングが登場した。

政治的な領域でも、「記憶の文化」は世界的な広がりを見せた。第二次大戦終結50周年に際しては、多大な被害を出した大戦をナショナルヒストリーの一部にどのように再記銘するかをめぐる議論が、日本やドイツ、イタリア、アメリカ、フランスなど各国で展開された。中国や韓国と日本の間の戦後補償に関する堂々巡りも、ナショナルヒストリーとして何が記憶され何が忘却さ

れるべきかをめぐる議論に根ざしているといえよう。なかでもホロコーストの記憶に関する言説は、横溢する第二次大戦の記憶のなかで特異な言説的磁場を構成した。ヒトラーによる権力掌握やユダヤ人の組織的な大虐殺、いわゆる「最終的解決」から半世紀を経て、ナチス・ドイツの支配下にあった国々をはじめとする世界各地で、ホロコースト関連の書物やテレビ番組が生まれ、1984年のヴァイツゼッカー演説や1986年の歴史家論争など一連の出来事が起きた。そうしたなか、様々な議論が錯綜する論争の中心には、常に「記憶」と「想起」があった。80年代に計画され93年にオープンしたワシントンDCのホロコースト記念博物館に象徴されるように、テレビ番組や映画などのメディア化を介してホロコースト言説はアメリカ社会を席卷し、やがてユダヤ人虐殺とは無関係なルワンダやボスニアなどでも、組織的虐殺を指す記号として「ホロコースト」という記号が用いられた。

90年代以降に勢いを増したホロコースト言説のグローバル化は、ラテンアメリカ諸国とも無関係ではない。軍政後のラテンアメリカ社会、たとえば軍政下での「国家再組織プロセス」によって数万人にのぼる失踪者が生じたアルゼンチンでは、失踪者と彼ら・彼女らの「盗まれた子どもたち」の行方をめぐる議論のなかで、「ホロコースト」はたびたび参照されたのである [Kahan y Lvovich 2016]<sup>1</sup>。

## II. 強制失踪とホロコースト言説の隣接関係

国家による制度化された組織的虐殺という点で、強制失踪はホロコーストと同じであるとしれば指摘される。しかし後述するように、ふたつのケースはそれぞれに固有な歴史的文脈において、まったく異質な地理的・時代的背景や状況のもとに生じた事柄であり、単純に両事象を重ねることはできない。その点はくりかえし強調しておかねばならない。だが、にもかかわらずホロコーストへの参照が強制失踪を考えるうえで参考になるとすれば、もっぱら国家テロルの暴力に、人間性の根源的な毀損の契機がはさまれている点で類似性が認められるからである。

通常わたしたちは、愛する者の死に遭遇した時、愛するその人の遺体を目にするなど、現実に喪失の事実を目の当たりにし、葬儀を行うことを通じて、喪失の事実を受け入れ、喪の悲しみから脱することができるようになる。喪失にともなう精神的衝撃を乗り越えるための「喪の作業」においては、まずもって喪われたものを目の当たりにする経験（表象化）がなくてはならず、ついで表象化過程から葬儀へと移行し、死に対する無意識的拒絶反応〔死の事実を受け入れられない心理的反応〕が弱まる象徴化過程が始まるのが、喪の作業の糸口となる。そこから抑鬱の段階を通過しつつ徐々に意識化（メンタライゼーション）過程へと移っていき、やがて感情に飲み込まれることなく故人を思いだすことができるようになって、ようやく喪の作業を終了する。表象化、象徴化、意識化の三段階は、喪の悲しみを乗り越えるうえで無くてはならないものである [バッケ・アヌス 2011: 55-63]。

だが強制失踪のケースでは、ホロコーストの場合と同様に、遺された者たちから喪の作業遂行のための手がかりが奪われ、喪失の苦痛や抑うつ状態が引き延ばされてしまう。なぜなら失踪者の近親者は、被害者の最終的な行方を知ることができないからである。拉致された後、彼ら・彼女らがどのような経緯をたどったのか、殺されてしまったのか、まだどこかに監禁され続けてい

るのか、殺されたのであれば遺体はどこに捨てられているのかを知ることができない。知ることができないままに置かれることで、遺族からは「表象化」の契機が奪われ、喪失の衝撃からの精神的回復を妨げられて、喪の作業の遂行が禁じられてしまう。長期にわたって「トラウマ的な喪の悲しみ」(バッケ・アヌス)から抜け出せないこともしばしばである [Kordon et al. 2005]。国家テロルは、被害者の周囲の人びとを精神的な拘禁状態に巻きこむことを通じて、人間性を破壊する暴力を遂行するのである。

他方、運良く生き延びた人びとも、人間性の本源的部分を毀損する国家テロルから逃れられたわけではない。トラウマの経験を生き抜いたサバイバーたちにとって、解放はかならずしもトラウマの経験の終わりを意味しないからである。たとえばアルゼンチン軍部の場合、大戦末期のナチス同様、軍政崩壊の兆しが見えてくるやいなや、強制失踪が存在した事実を隠蔽するべく証拠隠滅がはかられた。ナチスの強制収容所の生き残り同様、強制失踪のサバイバーたちは、人権裁判で加害者責任を問うために、拉致・監禁・拷問といった自身の辛い経験や、同じ境遇に置かれた同胞の記憶を証言しなければならなかった。だが、トラウマの記憶の言語化は容易ではない。辛い記憶を思い出すことで精神的苦痛を反復しなければならなかったり、同胞でなく自分が助かったことへの深い罪悪感から抜け出せなくなったり、そもそも言語による表象能力を超えた身体的・精神的苦痛を言語化しなければならない矛盾のなかで、表象不可能なものを表象することの不可能性に直面し、絶望や無力感にとらわれることが多い [Kordon et al. 2005, ローブ 2000, 林 2010]。解放後も執拗に続く精神的な拘禁状態からの脱出は困難をきわめたのである。

このように、強制失踪の被害を直接的・間接的に受けた人びとの状況を精神分析的な側面から見た場合、ホロコーストに代表される国家テロルとの近似性は、たしかにそれと認めることができる。しかし、そのことと、強制失踪の説明原理としてホロコースト言説を安易に借用することとは分けて考えられなければならない。

アドルノとホルクハイマーの名著『啓蒙の弁証法』を持ち出すまでもなく、ホロコーストをめぐる議論の背後には、近代ヨーロッパ世界が推し進めてきた理性主義や啓蒙プロジェクトの失敗という壮大なスケールの言説領域が控えている。安直にそれを借用すれば、強制失踪のローカルな個別具体性の次元は捨象されてしまう。強制失踪が生まれた背景や帰結を理解するためには、固有な細部への着目が重要なはずである。しかしホロコースト言説のようなホーリスティックな観点からのアプローチは、不毛な画一性をもたらし、歴史的洞察を妨げかねない。翻って、そのような仕方ではホロコーストという歴史的出来事が記号化され、濫用されることによって、ホロコースト自体も、歴史的出来事としての特殊性を失い、トラウマ的な歴史や記憶のメタファとして機能してしまうことになる<sup>2</sup>。

ホロコースト表象の借用の問題性は、失踪者表象の〈犠牲者化〉にも見いだすことができる。ウーゴ・ベセッティやベアトリス・サルロは、ナチスの強制収容所で処刑された人びとと重ねられることによって、失踪者は、国家的暴力を受けるだけの無垢な犠牲者として、いわば飼育されてしまうと批判している。失踪者の多くは組合運動の活動家や政党活動家、学生運動家やそのシンパ、学校教員や教会関係者として社会活動に加わったり、ジャーナリストや批評家として社会的な不正義を糾弾するなど、社会運動や政治活動に深くコミットしていた。非暴力主義によ

る政治的抵抗を主張する勢力から武装闘争を是とするグループのメンバーまで、失踪者の内実はさまざまではあった。だが、彼ら・彼女らのいずれもが、キューバ革命の衝撃を同時代人として受け止め、革命による平等な社会の実現が不可能でないと信じられていた時代の申し子だったのである。純粹に受け身の犠牲者表象は、失踪者が生きていた当時の社会状況や歴史的な文脈への理解を妨げるだけでなく、他ならぬ現代のわたしたちにとって安全で無害な表象によって、失踪者自身の〈声〉を覆い隠すことになりかねない [Vezzetti 2003: 148-190, Sarlo 2012: 58-94]。

このようにホロコースト言説への過度な依存は、暴力の記憶の発掘どころか、新たな忘却に寄与しかねない危険性をはらんでいるのである。

### Ⅲ. 「記憶の場」と「記憶空間」

強制失踪にかかわらず、広範囲に及ぶ国家的暴力の状況を調査し、歴史的・社会的環境や原因を探り、公的に認知し、加害者責任を問う作業は民主化過程にとって要である。移行期に入ったラテンアメリカ諸国では真実委員会が設置されたり、公的委員会の設置はなくても人権NGOやカトリック教会が独自の調査を行い、真実究明を試みる動きがみられた [杉山 2011]。人権侵害の記憶をどのように記録し後世に伝えるかは、民主化過程にとって欠くべからざる重要な課題である。記憶や想起が、移行期のラテンアメリカ諸国の社会的イシューになったのは当然といえる。

人権侵害の記憶を社会全体で共有するための方策は、社会的・歴史的な文脈や民主化の深度によって様々である。そうした社会的な記憶化プロジェクトのひとつとして、「記憶の場」(sitios de memoria) をあげることができる<sup>3</sup>。人権侵害の被害がもたらされた場所を「記憶の場」として社会的に銘記し、保存しようとするもので、ラテンアメリカ地域にとどまらず、中東や欧米、アジア、アフリカなど世界各地に存在する。しかし各国・各地域それぞれに「記憶の場」に託される文脈は様々である。

ラテンアメリカ地域に限ってみても、「記憶の場」を構成する内実は様々である。ラテンアメリカ地域の場合、違いは大きく3点ある。まず、「記憶の場」に記録される歴史的な事件の違いがある。たとえばアルゼンチンとチリでは、「記憶の場」は主に失踪者の秘密収容所を対象としているが、ペルーやコロンビアなどではその傾向が見られない。また、「記憶の場」に対する社会的な関心の度合いの違いがある。アルゼンチンとチリでは、国民の大多数が、「記憶の場」を作ることを通じて制度的暴力を反省的に思料することに関心を寄せてきたのに対して、他のラテンアメリカ諸国では関心の度合いが比較的低い<sup>4</sup>。これに関連して、「記憶の場」が形成された社会的・政治的な文脈の違いがある。アルゼンチンやチリで「記憶の場」の形成過程が始まったのは、恐怖政治を国家の側から主導した独裁政権が崩壊した後のことである<sup>5</sup>。それに対してコロンビアやグアテマラなど他の国々で制度的暴力が行使されたのは、立憲政府の枠組みのもとで戒厳令が敷かれたり非常事態宣言が出されるなどして紛争が長期化し、その過程で様々な出自の武装勢力(ゲリラ、準軍組織、麻薬密売組織、軍部等)が生まれる状況においてであった<sup>6</sup>。「記憶の場」の形成は、暴力の加害と被害がにわかには弁別不能とみなされる領域に分け入ることと同義であり、その意味においてアルゼンチンやチリとは異なる困難を抱え込んだ [Guglielmucci 2018]。

こうした違いを前提としながら、現在ではラテンアメリカ諸国を包括する「記憶の場」ネット

ワークが作られつつある。アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、チリ、グアテマラ、ハイチ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイといった国々が参加する地域ネットワーク「ラテンアメリカ・カリブ記憶の場ネットワーク」(Red de Sitios de Memoria Latinoamericanos y Cariños、以下 RESLAC) が立ち上げられ、アルゼンチンの人権NGO「メモリア・アビエルタ」がコーディネータ役を務めている。RESLACはニューヨークに本拠地を構える国際組織「国際良心の場連盟」(International Coalition of Sites of Conscience)の一部を構成し、ラテンアメリカ以外の国々の組織とも連携しながら、各国・地域に固有な社会的・歴史的文脈への相互理解を深め、それぞれの活動を通じて培ってきた経験を共有し、国境を越えた集合的な記憶化の気運を高めてきている<sup>7</sup>。

ここでは、ラテンアメリカ諸国のなかで、チリと並んで最も早い時期から国家的暴力についての公的記憶の制度化が進んだ、アルゼンチンを例に見ていくことにする。80年代に軍政からの移行期に入ったアルゼンチンとチリでは、90年代半ば以降、軍政下で失踪者が拉致・監禁・拷問された元秘密収容所を中心に、「記憶の場」として社会的に標記する政策が進められた。「記憶の場」の公共政策を推進する法令が出され、不動産の接収や公共建造物の占有権の移譲、建築物の保全が行われ、それらの土地・建物のガバナンスを円滑に進めるための行政プログラムの制度化が図られた。「記憶の場」の創設には、国家的暴力の直接的・間接的被害者を含む国内外の多様なアクター、なかでも人権活動家や政治活動家、行政職員などが積極的に関わった。

現在アルゼンチンには、「記憶の場」と公的に標示された建物や場所が160箇所以上存在するとされる<sup>8</sup>。これらの施設の入口や傍らには、そこが元秘密収容所であったことを示す支柱や看板が立てられているが、なかでも遠目に目立つのは、3本の支柱から構成されている標示である。地面に垂直に立てられた支柱には、真実究明をめざす人権運動のスローガン「記憶」「真実」「正義」がそれぞれ彫り込まれ、7メートルの巨大な支柱群を、長さ15メートルからなる横長のプレートが貫いている。プレートには「ここは1976年3月24日から1983年12月10日まで国家権力を奪取した軍事独裁の時代に、〈ラ・バルラ〉と呼ばれる秘密収容所として機能した」等の簡単な説明書きがあり、過去にどのような場所として機能したかが一目でわかるようになっている。支柱の他に金属製の看板や表示板によって標示される場合もある。それぞれ1～2メートル四方のプレートには、「記憶・真実・正義」のスローガンや、軍の抑圧体系全体のなかでその場所が占めていた戦略的な布置、当時の社会的・国際的な状況等が詳らかにされていたり、監禁されていたサバイバーの証言が引用されている場合もある。

これらの「記憶の場」は、「国家テロルのもとで秘密監禁・拷問・絶滅収容所として機能した場所や、非合法の弾圧を象徴する出来事が起こった場所」を指すものと法令上定められ、「国家的テロリズムの記憶の場」(Sitios de Memoria del Terrorismo de Estado)として「保全、標示、普及」の対象に指定されている(Ley 26.691)<sup>9</sup>。「記憶の場」には、元秘密収容所だけでなく、人民革命軍などの武装ゲリラの壊滅作戦が展開された場所や、秘密収容所で殺された失踪者が運ばれ埋められた場所などが含まれる。

基本的に「記憶の場」の役割は、支柱や看板を立てることによって、何事もなかったかのように見える場所の暴力的な過去を社会的に可視化することにある。しかし表面的にみればそれだけ

にすぎないと言えなくもない。一方、「記憶の場」よりさらに積極的な仕方で社会的な認知や教育機能を担っているのが、「記憶空間」(Espacio de MemoriaないしEspacio para la Memoria)である。「記憶空間」は2017年の段階でアルゼンチンの全国各地に46箇所あまり設置され、人権侵害の記憶継承や、人権裁判や被害者救済の意義を伝えることを目的とする人権教育、研究活動、文化活動、芸術活動のローカルな拠点として機能している<sup>10</sup>。

「記憶空間」のなかで最も象徴的な役割を果たしてきたのが、ブエノスアイレス市にある元海軍技術学校(Escuela de Mecánica de la Armada略称ESMA)である。強制失踪をはじめとする抑圧システムの文字通り要として機能したことから、軍政下での人権侵害のシンボルとされてきたが、現在では、人権啓発活動の拠点として複数の人権機関・組織が管理・運営する「記憶・人権空間」(Espacio para la Memoria y para la Promoción y Defensa de los Derechos Humanos略称Espacio Memoria y Derechos Humanos)になっている。

ESMAをめぐるのは、これまでに膨大な数の証言集やルポルタージュ、エッセイ、小説や詩、研究論文、映画、ドキュメンタリー番組などが作られてきた。それだけに、どのようにアルゼンチンの想起の文化政治の中に位置づけるべきかをめぐって、20年あまりにわたって激しい論争が交わされた[Brodsky 2005, Lorenz 2007]。現在、元ESMAの「記憶・人権空間」は無料で一般公開され、地元住民や観光客が訪れたり、国内外の中高校生や大学生の課外授業の場所になっている。

#### IV. ESMA 記憶の場ミュージアム

ESMAはブエノスアイレス市北部の中産階級が多く居住するヌニェス区に位置し、幹線道路のひとつリバルドール通りに面した17ヘクタールの緑豊かな広大な敷地のあちらこちらに、1920年代に建てられた瀟洒な建物が複数点在している。その名のとおり海軍の技術訓練学校だったが、1976年に始まった軍事政権下では、ESMAの敷地の最北部にある「将校クラブ」(Casino de oficiales)が失踪者の秘密収容所として用いられた。現在、「将校クラブ」の建物は、「記憶・人権空間」のなかで最もポピュラーな場所、「ESMA 記憶の場ミュージアム」(Museo Sitio de Memoria ESMA、以下「ESMA ミュージアム」)になっている<sup>11</sup>。

軍政当時、「将校クラブ」の地下と4階では多くの失踪者が監禁・拷問されていたが、同じ建物の2階と3階では、将校たちが寝起きして日常生活を送っていた。また1階奥の一角には贅をこらした部屋があって、ESMAでの人権侵害を陣頭指揮していた海軍副司令官ルベン・チャモロが、10歳あまりの娘を含めた家族や使用人と一時期暮らしていたという。失踪者らの苦痛の叫び声や呻き声、飢えや渴きが、若い将校らの日常生活や副司令官の家庭生活と共存していたことになる。このグロテスクな構図が、ESMA秘密収容所の異様さを際立たせ、ひいては軍事政権の異常性を象徴するものとして縷々語られる根拠になっている。

1976年から7年余りで5,000人あまりの失踪者がESMAに拉致・監禁されたと推定されるが、そのうち生き残ったのはわずか400人に過ぎない。80年代の人権裁判の過程で詳らかにされたサバイバーや目撃者の証言によって、ESMAで行われた残虐な人権侵害の実態が明らかにされ、ESMAは人権侵害の忌まわしき象徴となった。民政移管後、ESMAは海軍の技術学校に戻ったが、1998

年にはメネム大統領が「国民融和のため」としてESMA解体令を出した。解体令は、人権侵害の歴史を忘却するものとして人権セクターをはじめとする社会の幅広い層から激しい反発を受け、訴訟にまで発展した末に、解体令の違憲性が連邦裁と最高裁の双方で認められ、ESMAの保存が決まった。2004年にはキルチネル大統領とブエノスアイレス市との間で地所明け渡しの合意文書が取り交わされ、3年後には軍が地所から完全撤収して、ESMAは「記憶・人権空間」に改編され、2015年には国の人権省が管轄・運営する記憶ミュージアムが開館した。



図1

ESMAミュージアムは、「将校クラブ」の瀟洒な建物に入っている [図1]。建物の前面には、秘密収容所として使われていた時期に建物内で監禁・拷問され、殺された人びとの顔写真が焼き付けられたガラス張りのファサードが設置され、入口付近には、1998年の判決以降、建物全体が裁判の証拠物件と位置づけられていることを示す文言が掲げられている<sup>12</sup>。裁判証拠であるため、建物内の通路全体に現状保全を目的とする板の歩道が敷かれ、失踪者が残したとおぼしき壁の落書きは透明の亚克力プレートで保護され、人権侵害に荷担した将校たちが寝起きしていた部屋は、今後の裁判証拠になる可能性があるというので展示対象から外されている<sup>13</sup>。

2018年8月現在、ESMAミュージアムは、月曜を除く朝10時から午後5時まで無料で一般に開放されていて、入館者は自由に見て回れるほか、人権アクターによるスペイン語や英語での無料のガイド付きツアーに参加することができる。毎月最終土曜には、ESMAのサバイバーやジャーナリスト、作家、歴史家などの多彩な特別ゲストを招いたツアーがあり、だれでも無料で参加することができる。教育施設として一般に開かれているというだけでなく、いまでは主要な観光スポットのひとつになっていて、観光客が世界中から日々訪れている<sup>14</sup>。

## V. 記憶はどのように展示されるか

ESMAミュージアムは、展示資料が具体的なマテリアリティを伴わず、物的な陳列資料が少ない点で特徴的である。じっさいESMAミュージアムを訪れた者がミュージアムの中に見出すのは、詳細な説明書きや、証言のパネル、がらんとした空間に投影されている略奪品のイメージ映像などである。一般のミュージアムによくある展示ケースや陳列棚といったものは置かれていない。そのかわりに見学者の耳目を引くのは、そこそこに置かれた映像機器に映し出された証言映像や、無機質な空の部屋がかつて果たした陰惨な役割について淡々と語る証言者の声である。たとえば、妊娠していた失踪被害者を一箇所に集め、赤ん坊が生まれるとすぐに横奪して母親を殺害した2~3メートル四方の空の小部屋には、助産を強要されていたサバイバーが2011年の裁判で証言した音声が淡々と流されている<sup>15</sup> [図2]。



図2

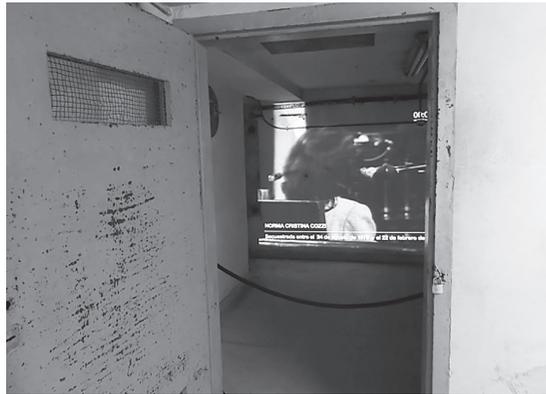


図3

失踪者が監禁され拷問されていた部屋には、当時そこに監禁されていたサバイバーによる裁判での証言陳述の映像が流されている〔図3〕。注目に値するのは、証言の中心になっているのが、身体的な拷問についてではないことである。その部屋はたしかに陰惨な拷問が行われた場所であるにもかかわらず、証言映像としてそこで展示されているのは、どのように拉致されそこに連れてこられたか、<sup>カブーチャ</sup>頭巾を被せられ手鎖をはめられた状態で拘禁されている間に、証言者が何を見、何を聞いたかである。拷問者がどのような機具を用いてどのように自分の身体に暴力を加えたかといったような、身体に対して加えられた具体的な拷問の詳細を証言映像からうかがい知ることができない。同様の傾向は説明書きパネルでも一貫していて、「殴られた」(golpear) や「屈辱を与えられた」(humillarse) などの表現は用いられても、拷問の描写は見ている側に与えられない。

これをたとえばチリの「記憶・人権ミュージアム」(Museo de la Memoria y Derechos Humanos) と比べると違いがわかる。同じく軍政下で数万人が人権侵害の被害にあったチリでは、2010年に記憶ミュージアムが開館した。ミュージアムは、軍政当時、人権侵害に関わる施設が集中していた地区に全く新たに建設されたもので、ESMAミュージアムのように秘密収容所だったものがミュージアムとして再編されたわけではない<sup>16</sup>。そうしたミュージアムの物理的な場の性質の違いもあるだろうが、チリの記憶ミュージアムには、軍政下で実際に使われた代表的な拷問機具の「電気ベッド」(高圧電流を用いた拷問) が陳列されたりしている。

こうした違いはどこから生まれてくるのだろうか。理由のひとつとして考えられるのは、1985年の人権裁判に先だってアルゼンチンで出版された、真実究明委員会による人権侵害の詳細な報告書『ヌンカ・マス』(1984年)の存在である。『ヌンカ・マス』には軍政下での人権侵害についての膨大な数の証言が収録されており、身体的・精神的な拷問に関する、微に入り細を穿つ描写はすでにそこで十分に開陳されていた。『ヌンカ・マス』は出版後すぐさまベストセラーになり、数十刷りを記録し、軍事政権による拷問の詳細は公然の事実となった。同書は2006年に増補版が出されただけでなく、そこに収められた人権侵害の生々しい被害の描写は、80年代後半から90年

代にかけて、映画やテレビドラマ、小説、演劇など様々な表象メディアのなかで反復され増殖した。その意味で、もはや拷問の残酷な実態はミュージアムの見学者にとって自明であり、あえてそれを可視化する必要はなかったといえる。

だが、それだけではない。じつはESMAをミュージアム化するにあたっては、批評家や人権アクターなどの間に異論が広く存在した。異論の理由のひとつにあげられたのが、ミュージアム的な展示によってもたらされる窃視症的な眼差しの暴力の問題である。たとえばミュージアムを訪れた〈わたし〉が、赤茶色にさび付き、電流の強さや人の重みで撓んだ革の拘束バンドつきの金属製ベッドの展示を見るとき。陳列されている拷問機械を見ている〈わたし〉は、いったいそこに何を見ているのか。軍人たちが見守るなか、衣服を脱がされた彼や彼女が、金属ベッドにくくりつけられ、高圧電流を流されて苦痛に身を振ったその同じベッドを、他の見学者と一緒に見ている〈わたし〉の眼差しは、はたして被害者のそれなのか、それとも加害者のそれなのか。

具体的な物的資料の陳列は、見る者に被害者の苦痛を想像するよう促し、被害者への同情＝受苦の共有に導くのではないかという反論があるかもしれない。しかしスーザン・ソントグが鋭く批判しているように、同情は、見ている者の中に「わたしは苦しみを引き起こしたものの共犯者ではない」という自己弁護の感覚を生み、被写体の苦痛とは無関係な特権的な場を作りだしてしまう [ソントグ 2003: 100-101]。同情をもたらず物的資料の陳列展示は、見学者を被害者に近づけるといふより遠ざけてしまいかねない。とりわけ、元秘密収容所という場に固有の性質からして、眼差しが持つ暴力性への配慮は必要不可欠であったと考えられる。

## VI. 記憶ミュージアムの「語り」の構造

あらゆる歴史叙述や民族誌がそうであるように、ミュージアムもひとつの「語り」 narrative を生み出す文化装置である。種々雑多な資料を取捨選択し、組み合わせ、並べ替え、あるものを前面に配置し他のものを後背に退かせる作業を通じて、展示資料はミュージアムの「語り」の一貫性を保証する担保へと読み替えられる。「記憶」のように物質性をともなわないジャンルのミュージアムにも同じことがいえる。ただその場合、記憶ミュージアムは、歴史博物館や自然博物館のような伝統的なミュージアムにはない難しさを抱えることになる。

そもそもミュージアムとは、近代初期のヨーロッパ世界のブルジョアジーが有していた私的なコレクションの陳列室に始まったものであり、公的領域におけるブルジョアジーの存在の厚みが増すとともに拡大した。こうした起源に照らしてわかるように、ミュージアムの基礎は財としての個人的な蒐集物にあり、ミュージアムを成り立たせているのは蒐集物のマテリアリティそのものである。

では、物質性を持たない資料を展示対象にするミュージアムは、何を基礎に据えるのか。物的資料それ自体の陳列に換えて、傍証となる周辺的な資料を陳列し、マテリアルな資料の代替とするのである。その場合、傍証となる周辺的な資料を繋げてひとつの意味ある空間をつくりだし、物質性をもたない展示対象を現象させるための「語り」が重要になってくる。ESMAミュージアムは、そのひとつの例となっている。

ESMAミュージアムの展示には、秘密収容所の物理的な展示とは別に、2つの映像上映の部分

があって、収容所内部の展示は、それらふたつの映像上映に挟まれる構成になっている。ESMA ミュージアムといえば収容所展示の部分だけに焦点が当てられがちで、展示の前後に配置された映像上映にはほとんど注意が向けられない。はたしてこれらの映像はどのような役割を果たしているのか。先取的にいえば、まさにその映像部分が、非マテリアルで断片的な記憶を総合して「語り」を紡ぎ出す、ムーサ〔記憶の女神ムネシユネの娘たち〕の意。「ミュージアム」の語源〕の役目を果たしているのである。

秘密収容所として用いられた監禁部屋や拷問部屋、強制労働や出産のための部屋であれ、部屋に設置されたパネルや映像機器から流れる証言映像であれ、展示部分から見学者が知ることができるのは、その部屋の機能や関連する周辺的な事柄についての細かな説明と、建物に収容されていた人びとの運命や、彼ら・彼女らが見たり感じたりした具体的な思い出、同胞についての記憶の細部などである。いずれも ESMA での暴力的な非日常の生の詳細を、可能なかぎり被害者側の視点から捉えようとした展示であることがうかがえる。しかし逆の言い方をすれば、ESMA ミュージアムに展示されているのはそれだけである。部屋は単なる空の空間にすぎず、説明や証言は断片化された記憶の寄せ集めにすぎない。そこで重要になってくるのが、展示の前後に配されている記録映像である。なかでも展示の前に見学者が観る映画は、その後の展示で聞いたり読むことになる証言の断片を繋ぎあわせ編みあわせて、ひとつの歴史的な織物＝テキストとして認知することをあらかじめ可能にしている。

見学者は、ミュージアムに入るとまず最初に暗幕に覆われた暗い広間に導かれ、前面の壁一面を使った10分程度の映画を観させられる。1916年の男子普通選挙法による大統領選出から1983年の軍政崩壊までの20世紀史を、記録映像や報道資料のコラージュで構成した歴史ドキュメンタリーである。短いながら効果音や特殊エフェクトを多用し、注意を逸らさない仕掛けがなされていて飽きさせない。あたかもスリリングなサスペンス調の物語に仕上げられている。

映画の前半では、ペロン、カストロ、チェ・ゲバラ、アジェンデ等々の登場と、熱狂する労働者や大衆の映像が重ねられ、変革と革命の時代が象徴的に描き出されている。中盤では、軍部による弾圧や翼賛的なメディア報道、軍に協力的なカトリック教会など、変革勢力を抑え込む社会勢力が矢継ぎ早に映し出され、対外債務による経済危機が引き起こす「経済テロル」——失業、貧困、飢餓——と抑圧的な軍政が結びつけられる。身元不明の遺体の発掘についての報道記事や人権アクターによる失踪者写真が次々と映し出される背後には、1979年の記者会見で失踪者について問われた際、「失踪者はアイデンティティをもたない、だから存在しないのだ」と言い放ったビデラ大統領の痞高い声が冴して、国家テロルの最大の被害者としての失踪者に光が当てられる。

失踪者の社会的な顕在化を受けて始まる後半の「抵抗」と題された部分では、軍政末期の「五月広場の母たち」や「五月広場の祖母たち」による真実究明の訴えや、各地で起こったストライキやデモなどの映像が続く。そして映像の最後には、軍に暗殺された作家ロドルフォ・ウォルシュがレジスタンスの地下通信社で書いた文面、「この情報を複写し増殖させてください (reproducir)、あなたの手が届く手段で情報を拡散して下さい。何百万人ものひとたちが知りたく願っているのです。恐怖はコミュニケーションの不在に根ざしています。恐怖を打ち破ってください」がタイプライターで打ち出されていく。

つまるところ、映画の第1部では民衆の政治参加と社会変革の予感が、第2部では民衆弾圧と失踪を生み出した国家テロルが、第3部では失踪の真実究明要求に始まる反軍政のうねりが描かれる。いうならば〈抵抗の民衆概史の弁証法〉が、この映画の一貫した物語である。民主化の主役は民衆だが、そのうねりを創り出したのは、軍部によって「存在しない」とされた失踪者である。それがこの映画のテーゼである。このテーゼを受けて、見学者は、その不在を埋めるべく展示室に向かうことになる。映像を介することで、失踪者は、民主化の真の主体として展示表象されなおすことになる<sup>17</sup>。

映画はアルゼンチンの現代史に疎い見学者にもわかりやすいだけでなく、ポスト軍政期を生きるわたしたち自身への警句にもなっていて感動的ですからある。だが、どうであろうか。弁証法的な構造がはっきりした、明快でわかりやすい、あまりにもわかりやすい映像は、見方を変えれば、どこかで観たことがあるような陳腐な物語にプロット化されてしまっている。そのようなプロットに回収されてしまうことによって、個々の失踪者が有していたはずの実存的な生の単独性は逆に消し去られてしまうのではないか。メタファ化されたホロコーストがそうであるように、わかりやすさを創り出す操作は、捨象や抑圧や隠蔽を必ずともなうものである。

元の素材をコピーし、増殖させ、リサイクルさせるのは「記憶の文化」の時代の得意技ではある。しかし、過去を記号化して再利用する営為は、思いがけない認識の暴力を生みだしかねない。ベアトリス・サルロが指摘しているように、過去のリサイクルは、それをめぐって生じた過去のイデオロギー論争や社会矛盾、認識上の誤謬といった問題含みの領域への反省を拭い去り、過去を上書きする一種の忘却のメカニズムとして機能しもするからである [Sarlo 1996: 60-61]。わかりやすさを創出するために、都合の悪い記憶や表象不可能性が切り捨てられるとき、そこで想起されるものは、切れ切れであらざるをえない証言から乖離した、なにか全く別のものであるはずだ。とすれば、ミュージアムのような社会的な記憶化装置の展示において問い直されなければならないのは、記憶される過去ではなく、記憶が創り出すとされる未来でもなく、記憶の現在そのものなのではなかろうか。

## 〈註〉

- 1 KahanとLvovichによれば、ホロコースト関連の記念碑はブラジル、コスタリカ、チリ、エクアドル、エルサルバドル、メキシコ、ウルグアイなどラテンアメリカ各地に存在するが、アルゼンチンにおけるホロコースト記念碑やホロコースト言説のプレゼンスは他と比べて突出している。最大の理由は、アルゼンチン国内に多様なユダヤ人コミュニティ組織が存在し、ホロコーストのサバイバーや被害者家族が数多く移民していたことから、断片的なものを含めホロコーストをめぐる証言や表象がナチスによる迫害とほぼ同時並行的に発展・深化し、早い時期から社会的に顕在化していたことにある。加えて、1960年にプエノスアイレスで逮捕されたアイヒマンをはじめとする元ナチス高官の裁判報道を通じて、関係者の証言や陳述が伝えられ広く社会的な関心を呼んだ。このようにホロコーストに関する社会的認知が広く存在した前史があったことが、移行期のアルゼンチンにおける人権議論とホロコースト言説の親和性を準備したことは確かだろう。

- 2 ヒュイッセンは「ホロコースト」の濫用がもたらす記号化や比喩化がもたらす危険性に警鐘を鳴らしている [Huysen 2003: 13-14]。精神分析的な視点からのトラウマ論の過剰については、ドミニク・ラカブラの批判が正鵠を得ている。ラカブラによれば、近代の文化や思考の傾向には、トラウマを崇高なものとしなそうとする無意識の傾向があり、崇高性においてトラウマの過剰は忘我や高揚の「不気味な源泉」になるという。いうまでもなくここでいう「不気味な」「uncanny」はフロイト的な“unheimlich”のことであり、トラウマ的な反復強迫の凝固性、閉塞性、沈滞性を示唆している。トラウマの過剰に傾く心的な動きそれ自体が、じつはトラウマ的症狀の兆候——耐えがたい苦痛を追体験させる一方で、苦痛そのものが喪った対象との紐帯を想起させるがゆえに、トラウマに固執したいという無意識の欲望を生産してしまうという出口不在の閉止状況の創出——を生む。こうした心的メカニズムのなかで、トラウマは「世俗化された聖性」の場へと置き直され、代補された聖なるものとして文化的な生産機能を担ってしまうのである [LaCapra 2001: 25]。
- 3 記憶の場 (sitios de memoria) という言葉は、フランスの歴史学者ピエール・ノラが提唱した記憶の場 (lieux de mémoire) を想起させる。ノラの「記憶の場」は、記念碑やメモリアル、記念日、街路の名前など、多様な「集合的記憶を表象する場」の分析を通じて、「フランスの国民意識のあり方」の探究を目指したものである。1984年から8年の年月をかけて、120名の歴史家を動員し、130編以上の論文を収めた全7巻からなる大著 *Les lieux de mémoire* として完成したノラのプロジェクトは、同書の監訳を手がけた谷川稔によれば、伝統史学でもなく科学主義でもない「もうひとつの集合心性史的手法」をもって政治史の復権を企図したものである。その意味でノラの試みは、「伝統的国民史への回帰でもなければ、かつてのアナール学派にみられた数量史的心性史」でもなく、「言説分析的心性史もしくは史学史的集合心性史とでもいうべき、野心的試み」であるという [谷川 2002: 6]。であるならば、ノラが企図した「記憶の場」とラテンアメリカ諸国で創られつつある「記憶の場」は、明らかに異質な別の次元のものであるはずだ。英語版の序文にノラ自身記しているように、ノラの「記憶の場」は、あくまでフランスのナショナル・ヒストリーの新たな次元を紡ぎ出すために構想され、「象徴的なタームを用いてフランス史を解釈し直すこと、まったくシンボリックな現実としてフランスを定義づけること……フランスをなんらかの次元の事象に還元するような定義はいっさい拒否すること」に最終的な目的をおいているからである [ノラ 2002: 27]。背景には、アナール学派の「長期持続」に象徴されるような、幾層にも折り重なった長期にわたる安定した記憶の伝統に支えられたフランスの歴史的文脈が存在しており、そこの対峙においてノラの「記憶の場」は読み解かれなければならない。他方でラテンアメリカの「記憶の場」の場合は、国家テロルの暴力性を社会的に記録し、認知することをつうじて、被害者に対する社会の側からの償いの機能を宿すと同時に、加害者に法の裁きをもたらすという明白な政治的・社会的目的のもとに構想されている。その意味で後者の「記憶の場」の「身ぶり」(シンデル) は、フランスの「記憶の場」のように「過去から姿を現す」場であることに違いはないが、同時に「現在と未来に差し向けられ」ねばならないという点で種差がある [Schindel 2009]。このように、フランス歴史学の文脈において編み出されたノラ流の

「記憶の場」概念は、ラテンアメリカのそれとは本源的に異なっている。だが、にもかかわらず、いったん記憶の場が成立した後の「場」の集合心性的機能や言説構成的な働きを分析するに際しては、ノラの歴史学的な分析概念が一定の有効性を持つようである。じっさい、ノラの記憶の場概念を援用ないし参照したラテンアメリカ版「記憶の場」分析が近年盛んになされ、一定の成果をあげている [Palacios 2010, Del Valle Orellana 2018, Montaña 2018]。

- 4 たとえばペルーでは、1980年代以降20年あまりにわたり、「対ゲリラ戦争」の名目のもとで大規模な暴力が繰り返されて7万人にのぼる死者や失踪者が生まれ、2000年代には犠牲者追悼のメモリアル「エル・オッホ・ケ・ジョラ」が作られた。2013年にはメモリアルは国の文化遺産に指定されたが、メモリアル建設に積極的に関わった市民の数はアルゼンチンやチリほどには多くはなかったという [Guglielmucci 2018]。
- 5 アルゼンチンやチリ同様、ウルグアイでも民主化移行期には軍政下での人権侵害が広く問われ、「記憶博物館文化センター」をはじめとする記憶化の動きが現れたが、これらの記憶施設は軍政下で失踪者が拉致・監禁・拷問された秘密収容所ではなかった。民主化以降のウルグアイ政治において失踪者が政治的に不可視化されたことと [内田 2002: 53-58]、記憶の場の設置運動の不活発は関連しているのではなからうか。軍政下で秘密収容所として使用された施設（元国防情報局）が「記憶の場」として公的に認定され、ミュージアムとして改装されて一般公開されたのは、ようやく2018年6月のことである [República 2018]。
- 6 グアテマラにおける虐殺の記憶化プロジェクトとその困難については、関雄二によるパンソス市のコミュニティ・ミュージアムやモニュメント建設に関する調査に詳しい [関 2009]。
- 7 RESLACは国家的テロリズムの時代に行われた重大な人権侵害の悲劇を繰り返さないよう、集合的記憶として過去の記憶の「取り戻し」や構築を目指して活動する諸組織のネットワークである。2018年現在、ラテンアメリカとカリブ地域の12カ国から40の組織が加盟している。詳細は<http://sitiosdememoria.org/es/>参照（閲覧日2018年12月10日）。ただこうした地域横断的ネットワークは、必ずしも記憶の場に関わる組織を網羅しているわけではない。たとえばアルゼンチンの場合、記憶の場の大多数はRESLACには属さず、政府機関の「記憶の場総合事務局」が管轄する「記憶の場連邦ネットワーク」(Red Federal de Sitios de Memoria)に組み入れられている。RESLACへの参加・不参加の決定は、アルゼンチン国内の記憶の場を管理・運営する組織の構成員の利害関心や政治的ビジョンと大いに関係がある。そもそも「記憶の場」の管理・運営は政府に一元化されておらず、州や地方自治体、民間組織が担うなど多様である。そのため政府機関やメモリア・アビエルタとの協働・共闘に関心がある組織とそうでない組織の温度差は大きく、それがメモリア・アビエルタがとりまとめるRESLACへの加盟の有無の要因となっている。また資金源をめぐる人権アクター間の対立は激しく、フォード財団やロックフェラー財団などアメリカ合衆国の財団から資金を得ているRESLACやメモリア・アビエルタのような組織への政治的反発があり、これが人権機関間の協働を妨げる素因になっている [Guglielmucci 2013: 255-258]。同じことはアルゼンチンにおける記憶化プロジェクト全般に共通して見られる傾向で、キルチネリスモへの支持・不支持とならんでアルゼンチンの人権アクター内の分裂の主要な要因のひとつとなっている。

- 8 「記憶の場」の標示の数や種類・形状・場所はアルゼンチン政府のサイトに詳細がある。<https://www.argentina.gob.ar/derechoshumanos/sitiosdememoria> (閲覧日 2018年11月30日)。元秘密収容所はアルゼンチン全土に600あまり存在しているとされ、現在も複数の施設が「記憶の場」として「取り戻」されつつある。その一方で中道右派のマクリ政権になって以降、政府系「記憶の場」は資金不足に苦しんでいるとの報道もあり、人員不足と運営の困難に直面している「場」が多数生まれつつあるようである [Aranguren 2018]。
- 9 法令の全文は司法・人権省が管轄する「アルゼンチン司法情報システム局」の以下のサイトに掲載されている。[http://www.saij.gob.ar/legislacion/ley-nacional-26691-preservacion\\_senalizacion\\_difusion\\_sitios.htm?5](http://www.saij.gob.ar/legislacion/ley-nacional-26691-preservacion_senalizacion_difusion_sitios.htm?5) (閲覧日 2018年11月30日)
- 10 「記憶空間」の数や場所、名前、管理・運営主体についてはアルゼンチン政府のサイトに詳しい。<https://www.argentina.gob.ar/sitiosdememoria/espacios> (閲覧日 2018年11月30日)
- 11 本論でのESMAミュージアムの展示に関する記述は、2018年8月27日に行った現地調査に依る。
- 12 ミュージアム入口の注意書きには次のようにある。「この建物は歴史的な場所であると同時に裁判証拠であり、取り戻した時点と同じ保存状態におかれている。[建物への博物館学的な]介入は、歴史的遺産の保護の基本原則に照らして行われている。介入は最小限にとどめられ、原資料はできるかぎり当初の状態のまま可逆的な〔修理以前の〕状態で保存され、劣化を防ぎ、展示を更新し、アクセシビリティを高め、全般的な保全を行うものである」。
- 13 元秘密収容所をミュージアムにすることに対しては、複数の人権組織から激しい反発があった。ノーベル平和賞を受賞したアドルフォ・ベレス・エスキベルが率いる「平和と正義のための奉仕」(Servicio Paz y Justicia) は、裁判のための貴重な証拠がミュージアム化の過程で失われてしまうことに対する懸念を示したほか、「アルゼンチン人権連盟」(Liga Argentina por los Derechos del Hombre) は、ESMAの空間的再編の過程の議論からサバイバーたちが排除されてきたことや、そもそもミュージアム的な展示が、否認論を招いたり、凡庸化をもたらす懼れがあることなどをあげて批判している [Jastreblansky 2015]。
- 14 インターネット上の主要な観光検索サイト「トリップアドバイザー」の利用者口コミによる人気番付では、ミュージアムを含む「記憶・人権空間」は、2019年1月10日の段階で、ブエノスアイレス市の観光スポットのランキング809件中33位(ミュージアムに限ると158件中10位、括弧内以下同様)で、40位には同じく人権侵害の被害者を追悼する記憶公園がランクインしている。いずれも34位の大統領官邸内「カサ・ロサーダ博物館」(11位)や、37位の歴史的ミュージアム「アルゼンチン自然科学博物館」(12位)を凌ぐ人気度を誇り、市内のミュージアムでトップクラスの注目を集めている。現地の旅行会社は「記憶・人権空間」を組み込んだ観光客向けのツアーを組み、ブエノスアイレス市観光局も「記憶・人権空間」を観光の目玉に据えて、市が発行する観光客向けの地図や市のホームページに掲載している (<https://turismo.buenosaires.gob.ar/es/otros-establecimientos/museo-de-la-memoria-ex-esma>)。いまやアルゼンチンの人権侵害の記憶は、さながらダークツーリズムの観光資源として消費されつつあるとあって過言ではない。

- 15 サラ・ソラルス・デ・オサティンスキは、1977年5月14日から翌年12月19日までESMAに監禁され、その間妊婦たちの出産を助ける役を負わされた。後日、オサティンスキが行ったESMAにおける「乳児横奪の組織的計画」の証言陳述は、軍部による乳児強奪の詳細を明らかにしただけでなく、子供たちのアイデンティティ回復に寄与した。
- 16 元秘密収容所を「記憶空間」として残す動きはチリでも行われている。代表的な空間に、サンティアゴ郊外の「ビジャ・グリマルディ平和公園」(Parque por la Paz Villa Grimaldi) やサンティアゴ市内の「ロンドレス38」(Londres 38) などがある。しかし、いずれもミュージアムという形態をとっているわけではない点でアルゼンチンとは異なる。なお本論のチリの記憶ミュージアムや記憶空間の記述は、いずれも2016年8月の現地調査に依る。
- 17 紙幅の関係で本論では扱えないが、展示の後に見学者が観る映像も、ESMAミュージアムと人権言説の関係を考える上で重要である。そこでは裁判の報道映像や音声のコーラージュとともに、人権・真実裁判で訴追された元軍人の詳細な罪状と顔写真、判決で下された処罰の内容等が列挙される。つまりミュージアム全体を通してみると、冒頭の20世紀概史に始まり、中盤の収容所展示を経て、人権裁判での判決に終わるという、それ自体がある特定の「語り」のプロットを構成しているのである。

〔本研究はJSPS科研費JP17K02267(代表：林みどり)の助成を受けた〕

#### 〈参考文献〉

- アスマン、アライダ、2007、『想起の空間——文化的記憶の形態と変遷』、安川晴基訳、水声社。
- 内田みどり、2002、「ウルグアイにおける軍部人権侵害をめぐる政治力学——『平和のための委員会』の意義と限界——」、『国際政治』第131号、49-63ページ。
- 杉山知子、2011、『移行期の正義とラテンアメリカの教訓——真実と正義の政治学』、北樹出版。
- 関雄二、2009、「大量虐殺の記憶装置としてのミュージアム」、関雄二・狐崎知己・中村雄祐編著『グアテマラ内戦後 人間の安全保障の挑戦』みんぱく実践人類学シリーズ5、明石書店、75-117ページ。
- ソントグ、スーザン、2003、『他者の苦痛へのまなざし』、北條文緒訳、みすず書房。
- 谷川稔、2002、「『記憶の場』の彼方に——日本語版序文にかえて」、谷川稔監訳、ピエール・ノラ編、『記憶の場——フランス国民意識の文化=社会史』第1巻、岩波書店、1-13ページ。
- ノラ、ピエール、2002、「『記憶の場』から『記憶の領域』へ——英語版序文」、谷川稔監訳、ピエール・ノラ編、『記憶の場』第1巻、岩波書店、15-28ページ。
- バッケ、マリ=フレデリック/ミシェル・アヌス、2011、『喪の悲しみ』、西尾彰泰訳、白水社。
- 林みどり、2010、「生の管理と情動のコミュニケーション——ふたつの『自由』、南米の場合」、山之内靖・島村賢一編、『哲学・社会・環境』シリーズ21世紀への挑戦1、日本経済評論社、165-192ページ。
- ローブ、ドリー、2000、「真実と証言——その過程と苦悩」、キャシー・カルス編、『トラウマへの探究——証言の不可能性と可能性』、下河辺美知子監訳、作品社、101-121ページ。

- Aranguren, Gerardo. 2018, Marzo, 17. "Los sitios de memoria, en estado crítico por los recortes presupuestarios de Nación," *Tiempo Argentino*  
<https://www.tiempoar.com.ar/nota/los-sitios-de-memoria-en-estado-critico-por-los-recortes-presupuestarios-de-nacion> (10 enero, 2019)
- Brodsky, Marcelo (ed.). 2005. *Memoria en construcción: el debate sobre la ESMA*, Buenos Aires: La Marca.
- Del Valle Orellana, Nicolás. 2018. "Memorias de la (pos) dictadura: prácticas, fechas y sitios de memoria en el Chile reciente," *Revista Mexicana de Ciencias Políticas y Sociales*, Nueva Epoca, Año LXIII, Núm. 232, enero-abril 2018, pp. 301-322.
- Guglielmucci, Ana. 2013. *La consagración de la memoria: una etnografía acerca de la institucionalización del recuerdo sobre los crímenes del terrorismo de Estado en la Argentina*, Buenos Aires: Antropofagia.
- . 2018. "Pensar y actuar en red: los lugares de memoria en Colombia," *Aletheia*, vol. 8, Núm. 16, junio 2018, pp. 1-31.
- Huyssen, Andreas. 2003. *Present Pasts: Urban Palimpsests and the Politics of Memory*, Stanford: Stanford UP.
- Jastreblansky, Maia. 2015, Mayo 12. "Temen que se pierdan pruebas por las obras en la ex ESMA," *La Nación*  
<https://www.lanacion.com.ar/1791982-temen-que-se-pierdan-pruebas-por-las-obras-en-la-ex-esma> (11 enero, 2019)
- Kahan, Emmanuel y Daniel Lvovich. 2016. "Los usos del Holocausto en Argentina. Apuntes sobre las apropiaciones y resignificaciones de la memoria del genocidio nazi," *Revista Mexicana de Ciencias Políticas y Sociales*, Nueva Epoca, Año LXI, núm. 228, septiembre-diciembre 2016, pp. 311-336.
- Kordon, Diana R. (et al.) 2005. *Efectos psicológicos y psicosociales de la represión política y la impunidad: de la dictadura a la actualidad*, Buenos Aires: Ediciones Madres de Plaza de Mayo.
- LaCapra, Dominick. 2001. *Writing History, Writing Trauma*, Baltimore: Johns Hopkins UP.
- Lorenz, Federico. 2007. *Combates por la memoria: huellas de la dictadura en la historia*, Buenos Aires: Capital Intelectual.
- Montaño, Eugenia Allier. 2018. "Tlatelolco, lugar de memoria y sitio de turismo: miradas desde el 68," *Revista Mexicana de Ciencias Políticas y Sociales*, Nueva Epoca, Año LXIII, núm. 234, septiembre-diciembre 2018, pp. 215-238.
- Palacios, Cecilia. 2010. "Turismo y memoria: reflexiones teórico metodológicas sobre el Espacio para la Memoria - Buenos Aires, Argentina," *Estudios y Perspectivas en Turismo*, vol. 19, núm. 2, marzo 2010, pp. 268-278.
- República, La*. Junio 29, 2018. "Inauguración del primer Sitio de Memoria en Uruguay"  
<https://www.republica.com.uy/sitio-de-memoria/> (5 enero, 2019)

- Sarlo, Beatriz. 1996. *Instantáneas. Medios, ciudad y costumbres en el fin de siglo*, Buenos Aires: Ariel.
- . 2012. *Tiempo pasado: cultura de la memoria y giro subjetivo. Una discusión*, Buenos Aires: Siglo XXI.
- Schindel, Estela. 2009. “Inscribir el pasado en el presente: memoria y espacio urbano,” *Política y Cultura*, primavera 2009, núm. 31, pp. 65-87.
- Vezzetti, Hugo. 2003. *Pasado y presente: guerra, dictadura y sociedad en la Argentina*, Buenos Aires: Siglo XXI.

(はやし みどり 本研究所所長、本学文学部教授)

<RESUMEN>

**Política de rememoración en tiempo de memoria:  
Sitio de Memoria y Museo de Memoria en Argentina**

**Midori Hayashi**

Desde mediados de la década del noventa, se ha dado un proceso de marcación social de los lugares donde operaron centros de reclusión, tortura y desaparición, o donde ocurrieron acciones de resistencia al terrorismo de Estado en Argentina. Se han refuncionalizado aquellos espacios como instrumento de aprendizaje para el desarrollo de la educación en derechos humanos. Se han consolidado políticas públicas de sitios de memoria, lo cual ha resultado en la creación del museo de memoria en la anterior Escuela Mecánica de la Armada (ESMA), el ex-centro clandestino de detención, tortura y exterminio más grande del país. Este trabajo examina los procesos de rememoración social de violación de derechos humanos durante la última dictadura militar, y explora la construcción del discurso político-social acerca de la memoria, unívoco sin fractura, a través del análisis discursivo de los derechos humanos, a la vez que examinar la composición de exposiciones museológicas del Museo de la Memoria ex-ESMA.